

（第一面）

## 軽微変更該当証明申請書

年 月 日

一般財団法人さいたま住宅検査センター 理事長 様

申請者の住所又は  
主たる事務所の所在地  
申請者の氏名又は名称  
代表者の氏名

設計者氏名

建築物のエネルギー消費性能の向上等に関する法律施行規則第13条の規定により、建築物エネルギー消費性能確保計画の変更が同規則第5条（同規則第9条第2項において読み替えて準用する場合を含む。）の軽微な変更該当していること証する書面の交付を申請します。この申請書及び添付図書に記載の事項は、事実と相違ありません。

【軽微な変更をする建築物の直前の建築物エネルギー消費性能適合性判定又は軽微変更該当証明】

【適合判定通知書番号又は軽微変更該当証明書番号】 第 号

【適合判定通知書又は軽微変更該当証明書交付年月日】 年 月 日

【適合判定通知書又は軽微変更該当証明書交付者】

（本欄には記入しないでください。）

※受付欄	※決裁欄	※軽微変更該当証明書番号欄
		年 月 日
		第 号
係員氏名 別途		係員氏名 別途

（注意）第二面から第五面までとして建築物のエネルギー消費性能の向上等に関する法律施行規則別記様式第一の第二面から第五面までに記載すべき事項を記載した書類を添えてください。ただし、直前の建築物エネルギー消費性能適合性判定又は軽微変更該当証明をセンターで実施している場合、変更に係る部分のみの提出とすることができます。

[建築主等に関する事項]

<b>【1. 建築主】</b>			
【イ.氏名のフリガナ】			
【ロ.氏名】			
【ハ.郵便番号】			
【ニ.住所】			
【ホ.電話番号】			
<b>【2. 代理者】</b>			
【イ.資格】	( )	建築士	( ) 登録 第 号
【ロ.氏名】			
【ハ.建築士事務所名】	( )	建築士事務所	( ) 知事登録 第 号
【ニ.郵便番号】			
【ホ.所在地】			
【ヘ.電話番号】			
<b>【3. 設計者】</b>			
(代表となる設計者)			
【イ.資格】	( )	建築士	( ) 登録 第 号
【ロ.氏名】			
【ハ.建築士事務所名】	( )	建築士事務所	( ) 知事登録 第 号
【ニ.郵便番号】			
【ホ.所在地】			
【ヘ.電話番号】			
【ト.作成した設計図書】			
(その他の設計者)			
【イ.資格】	( )	建築士	( ) 登録 第 号
【ロ.氏名】			
【ハ.建築士事務所名】	( )	建築士事務所	( ) 知事登録 第 号
【ニ.郵便番号】			
【ホ.所在地】			
【ヘ.電話番号】			
【ト.作成した設計図書】			
【イ.資格】	( )	建築士	( ) 登録 第 号
【ロ.氏名】			
【ハ.建築士事務所名】	( )	建築士事務所	( ) 知事登録 第 号
【ニ.郵便番号】			
【ホ.所在地】			
【ヘ.電話番号】			
【ト.作成した設計図書】			
【イ.資格】	( )	建築士	( ) 登録 第 号
【ロ.氏名】			
【ハ.建築士事務所名】	( )	建築士事務所	( ) 知事登録 第 号
【ニ.郵便番号】			
【ホ.所在地】			
【ヘ.電話番号】			
【ト.作成した設計図書】			
<b>【4. 確認の申請】</b>			
<input type="checkbox"/> 申請済	(		)
<input type="checkbox"/> 未申請	(		)
<b>【5. 備考】</b>			

(第三面)

建築物エネルギー消費性能確保計画

[建築物及びその敷地に関する事項]

【1. 地名地番】	
【2. 敷地面積】	m <sup>2</sup>
【3. 建築面積】	m <sup>2</sup>
【4. 延べ面積】	m <sup>2</sup>
【5. 建築物の階数】	(地上) 階 (地下) 階
【6. 建築物の用途】	<input type="checkbox"/> 非住宅建築物 <input type="checkbox"/> 一戸建ての住宅 <input type="checkbox"/> 共同住宅等 <input type="checkbox"/> 複合建築物
【7. 工事種別】	<input type="checkbox"/> 新築 <input type="checkbox"/> 増築 <input type="checkbox"/> 改築
【8. 構造】	造 一部 造
【9. 該当する地域の区分】	地域
【10. 工事着手予定年月日】	年 月 日
【11. 工事完了予定年月日】	年 月 日
【12. 備考】	

【1. 非住宅部分の用途】			
【2. 建築物の住戸の数】	建築物全体	戸	
【3. 建築物の床面積】			
	( 床面積 )	( 開放部分を除いた部分の床面積 )	( 開放部分及び共用部分を除いた部分の床面積 )
【イ. 新築】	( m <sup>2</sup> )	( m <sup>2</sup> )	( m <sup>2</sup> )
【ロ. 増築】	全体 ( m <sup>2</sup> )	( m <sup>2</sup> )	( m <sup>2</sup> )
	増築部分 ( m <sup>2</sup> )	( m <sup>2</sup> )	( m <sup>2</sup> )
【ハ. 改築】	全体 ( m <sup>2</sup> )	( m <sup>2</sup> )	( m <sup>2</sup> )
	改築部分 ( m <sup>2</sup> )	( m <sup>2</sup> )	( m <sup>2</sup> )
【4. 建築物のエネルギー消費性能】			
【イ. 非住宅建築物】			
(一次エネルギー消費量に関する事項)			
<input type="checkbox"/> 基準省令第1条第1項第1号イの基準			
	基準一次エネルギー消費量	GJ/年	
	設計一次エネルギー消費量	GJ/年	
	BEI ( )		
	( BEIの基準値 )		
<input type="checkbox"/> 基準省令第1条第1項第1号ロの基準			
	BEI ( )		
	( BEIの基準値 )		
<input type="checkbox"/> 国土交通大臣が認める方法及びその結果			
	( )		
【ロ. 一戸建ての住宅】			
(外壁、壁等を通しての熱の存出の防止に関する事項)			
<input type="checkbox"/> 基準省令第1条第1項第2号イ(1)の基準			
	外皮平均熱貫流率	W/(m <sup>2</sup> ・K)	(基準値 W/(m <sup>2</sup> ・K))
	冷房期の平均日射熱取得率	(基準値	)
<input type="checkbox"/> 基準省令第1条第1項第2号イ(2)の基準			
<input type="checkbox"/> 国土交通大臣が認める方法及びその結果			
	( )		
<input type="checkbox"/> 基準省令附則第4条第1項の規定による適用除外			
(一次エネルギー消費量に関する事項)			
<input type="checkbox"/> 基準省令第1条第1項第2号ロ(1)の基準			
	基準一次エネルギー消費量	GJ/年	
	設計一次エネルギー消費量	GJ/年	
	BEI ( )		
<input type="checkbox"/> 基準省令第1条第1項第2号ロ(2)の基準			
<input type="checkbox"/> 国土交通大臣が認める方法及びその結果			
	( )		

【ハ. 共同住宅等】

(外壁、壁等を通しての熱の存出の防止に関する事項)

- 基準省令第1条第1項第2号イ(1)の基準
- 基準省令第1条第1項第2号イ(2)の基準
- 国土交通大臣が認める方法及びその結果

( )

(一次エネルギー消費量に関する事項)

- 基準省令第1条第1項第2号ロ(1)の基準

基準省令第4条第3項に掲げる数値の区分 (  第1号  第2号 )

基準一次エネルギー消費量 GJ/年

設計一次エネルギー消費量 GJ/年

BEI ( )

- 基準省令第1条第1項第2号ロ(2)の基準
- 国土交通大臣が認める方法及びその結果

( )

【ニ. 複合建築物】

- 基準省令第1条第1項第3号イの基準

(非住宅部分)

(一次エネルギー消費量に関する事項)

- 基準省令第1条第1項第1号イの基準

基準一次エネルギー消費量 GJ/年

設計一次エネルギー消費量 GJ/年

BEI ( )

( BEIの基準値 )

- 基準省令第1条第1項第1号ロの基準

BEI ( )

( BEIの基準値 )

- 国土交通大臣が認める方法及びその結果

( )

(住宅部分)

(外壁、壁等を通しての熱の存出の防止に関する事項)

- 基準省令第1条第1項第2号イ(1)の基準
- 基準省令第1条第1項第2号イ(2)の基準
- 国土交通大臣が認める方法及びその結果

( )

(一次エネルギー消費量に関する事項)

- 基準省令第1条第1項第2号ロ(1)の基準

基準省令第4条第3項に掲げる数値の区分 (  第1号  第2号 )

基準一次エネルギー消費量 GJ/年

設計一次エネルギー消費量 GJ/年

BEI ( )

- 基準省令第1条第1項第2号ロ(2)の基準

- 国土交通大臣が認める方法及びその結果

( )

基準省令第1条第1項第3号イの基準

(複合建築物)

(一次エネルギー消費量に関する事項)

基準省令第4条第3項に掲げる数値の区分 (  第1号  第2号 )

基準一次エネルギー消費量 GJ/年

設計一次エネルギー消費量 GJ/年

BEI ( )

( BEIの基準値 )

(住宅部分)

(外壁、壁等を通しての熱の存出の防止に関する事項)

基準省令第1条第1項第2号イ(1)の基準

基準省令第1条第1項第2号イ(2)の基準

国土交通大臣が認める方法及びその結果

( )

【5. 備考】

[住宅に関する事項]

【1. 住戸の番号】			
【2. 住戸の存する階】		階	
【3. 背引用部分の床面積】		m <sup>2</sup>	
【4. 住宅のエネルギー消費性能】			
(外壁、窓等を通しての熱の損失の防止に関する事項)			
<input type="checkbox"/> 基準省令第1条第1項第2号イ(1)の基準			
外皮平均熱貫流率	W/(m <sup>2</sup> ・K)	(基準値	W/(m <sup>2</sup> ・K))
冷房期の平均日射熱取得率		(基準値	)
<input type="checkbox"/> 基準省令第1条第1項第2号イ(2)の基準			
<input type="checkbox"/> 国土交通大臣が認める方法及びその結果			
( )			
<input type="checkbox"/> 基準省令附則第4条第1項の規定による適用除外			
(一次エネルギー消費量に関する事項)			
<input type="checkbox"/> 基準省令第1条第1項第2号ロ(1)の基準			
基準一次エネルギー消費量	GJ/年		
設計一次エネルギー消費量	GJ/年		
BEI	( )		
<input type="checkbox"/> 基準省令第1条第1項第2号ロ(2)の基準			
<input type="checkbox"/> 国土交通大臣が認める方法及びその結果			
( )			